

森林整備地域活動支援交付金実施要領

平成14年3月29日付け13林政企第118号農林水産事務次官依命通知
最終改正 平成29年3月31日付け28林整森第328号農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

近年、林業採算性の悪化による林業生産活動の停滞や、森林所有者の高齢化、不在村化等を背景として、森林所有者の森林施業意欲が減退しており、適時適切な森林施業が十分に行われない森林が発生するなど、このままでは国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止等の森林の有する多面的機能の発揮に支障をきたしかねない事態が生じている。

一方、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第12条第2項は、「国は、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林の施業の実施が特に重要であることにかんがみ、その実施に不可欠な森林の現況の調査その他の地域における活動を確保するための支援を行うものとする。」と規定している。

このようなことから、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林経営計画等による計画的かつ適切な森林整備の推進を図るため、国は都道府県及び市町村を通じて森林整備地域活動支援交付金を交付することにより、意欲と能力を有する森林所有者又は森林経営の委任を受けた者による面的なまとまりを持って作業路網や森林の保護に関する事項も含む計画の作成を促進する「森林経営計画作成促進」、森林施業の集約化を促進する「施業集約化の促進」、森林施業等の実施の前提となる森林所有者・境界の明確化を行う「森林境界の明確化」及び森林経営計画の作成や森林施業の集約化に必要な既存路網の簡易な改良を行う「森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備」の地域における活動（以下「地域活動」という。）の確保を図ることとする。

第2 森林整備地域活動支援の基本的考え方

1 基本的考え方

- (1) この要領においては、森林法（昭和26年法律第249号）第11条第5項の規定に基づき認定された森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）の対象とされていない森林について森林経営計画が作成されるよう、また、森林経営計画の対象とされている森林又は森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に規定する特定間伐等促進計画の対象とされている森林のうち、多様な森林整備推進のための集約化の促進について（平成19年3月30日付け18林整整第1250号林野庁長官通知）による集約化実施計画（以下「集約化実施計画」という。）が作成されている森林において、森林施業の集約化が促進されるよう、更に境界が不明瞭な

森林において境界の明確化が促進されるよう交付金の交付の対象となる森林（以下「対象森林」という。）、交付金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）、交付金の交付の対象となる行為（以下「対象行為」という。）等を定める。

加えて、森林経営計画の作成、森林施業の集約化及び境界の明確化を実施しようとする森林において既存路網の簡易な改良が実施されるよう対象森林、交付対象者、対象行為等を定める。

(2) 交付金の交付は、森林所有者等（森林法第10条の7に規定する森林所有者等をいう。以下同じ。）による計画的かつ一体的な森林施業の自律的かつ継続的な実施が可能となるまで実施する。

2 森林整備地域活動支援の推進上の留意点

適時適切な森林施業の継続的な実施を通じ、森林の有する多面的機能を確保していくためには、地方公共団体の果たす役割が重要であることから、国と地方公共団体が緊密な連携の下に、森林整備のための地域活動を支援していくことが必要である。

第3 交付金の仕組み

国は、対象森林において第4の2の(3)の協定、第5の2の(3)の協定及び第6の2の(3)の協定に基づき協定期間内を通じて地域活動を行った交付対象者に対し市町村を通じ交付金を交付するのに必要な経費につき、都道府県が当該市町村に対し当該経費の額を支払うため並びに、第8の1に必要な経費について、交付金を交付するものとする。

第4 「森林経営計画作成促進」に対する支援

1 対象森林

(1) 対象森林は、森林経営計画の対象とされていない森林又は森林経営計画期間が終了した森林及び当該年度が計画期間終了年度である森林とする。

(2) ただし、次のアからオまでに掲げる森林は対象森林から除外する。

ア 国、都道府県又は市町村が所有する森林

イ 国立研究開発法人森林研究・整備機構が分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条第1項に規定する造林者又は造林費負担者として同項に規定する分収造林契約に基づき、造成に係る事業が行われる森林

ウ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者以外の会社が所有している森林

エ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人が所有している森林

オ 他の事業により森林の現況調査が既に実施された森林

2 支援の実施

(1) 交付対象者

交付対象者は、地域活動（「森林経営計画作成促進」に限る。以下第4において同じ。）の着実な推進を図るため市町村長と締結する協定（以下第4において「協定」という。）に基づき地域活動を行う者とする。

(2) 対象行為

ア 対象行為は、協定に基づき行われる次の(ア)から(エ)までの地域活動とする。

(ア) 森林情報の収集

(イ) 森林調査

(ウ) 合意形成活動（不在村森林所有者に対する合意形成活動を含む。）

(エ) 森林の位置情報の確認（不在村森林所有者に対する合意形成活動に伴うGPSを活用した境界の測量）

イ 1の対象森林の森林所有者と2(1)の交付対象者が異なる場合であって、対象森林内において地域活動を行う場合においては、対象行為を行う前に対象行為の実施等について書面等により森林所有者等の同意を得るものとする。

(3) 協定

ア 協定は、地域活動に関し市町村長と交付対象者との間で締結されるものであって、次の(ア)から(カ)までの事項を明示して行うものとする。各事項に関し具体的に記載する内容については、別に林野庁長官が定める。

(ア) 目的

(イ) 協定の対象とする森林

(ウ) 交付金の交付の要件等

(エ) 協定の期間

(オ) 協定の廃止又は変更の方法

(カ) その他協定の実施に必要な事項

イ 市町村長は、協定の内容が適正なものであり、かつ、地域における森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図る上で交付金の交付が必要と認める場合には、当該市町村内に所在する対象森林につき、地域活動を行おうとする者と協定を締結するものとする。

(4) 報告書の提出

交付対象者は、協定に基づき実施した対象行為の実施結果を踏まえた報告書を当該対象行為の終了後に市町村長に提出することとする。なお、交付対象者が当該対象行為が実施された森林の森林所有者と異なる場合においては、当該森林所有者に対しても、求めに応じて当該報告書を提出するものとする。

また、交付対象者は、森林経営計画の策定後においては、森林経営計画が策定されたことが確認できる書類の写しを策定後速やかに市町村長へ提出するものとする。ただし、当該市町村長が当該森林経営計画を認定した場合は、森林経営計画が策定されたことが確認できる書類の写しの提出は不要とする。

(5) 実施結果の確認

ア 市町村長は、対象行為の実施結果及び対象行為に要した経費等について確認する。

イ 確認事務、確認体制等については、第8の1の(2)のイに定めるものとする。

(6) 報告書の取扱い

市町村長は、交付対象者から提出された報告書を、都道府県知事に提供するものとする。また、都道府県知事は、市町村長から提出された報告書に記載された事項について、「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」（平成12年5月8日付け12林野計第154号農林水産事務次官依命通知）第3の3の規定に基づき作成された森林簿（以下「森林簿」という。）等への反映に資するものとする。

(7) 交付額

ア 交付額

交付対象者への交付額は、交付金の積算基礎となる森林（以下「積算基礎森林」という。）の面積にウに定める交付単価を乗じて得た額とする。

イ 積算基礎森林の面積の算定方法

積算基礎森林の面積は、1の対象森林のうち、次の(ア)又は(イ)に該当する森林（既に、平成25年3月29日付け24林政経第320号農林水産事務次官依命通知による改正前の森林整備地域活動支援交付金実施要領（以下「25年改正前通知」という。）、平成26年4月1日付け25林整森第285号農林水産事務次官依命通知による改正前の森林整備地域活動支援交付金実施要領（以下「26年改正前通知」という。）、平成27年4月9日付け26林整森第225号農林水産事務次官依命通知による改正前の森林整備地域活動支援交付金実施要領（以下「27年改正前通知」という。）、平成28年4月1日付け27林整森第216号農林水産事務次官依命通知による改正前の森林整備地域活動支援交付金実施要領（以下「28年改正前通知」という。）又は平成29年3月31日付け28林整森第328号農林水産事務次官依命通知による改正前の森林整備地域活動支援交付金実施要領（以下「29年改正前通知」という。）の第4に定める「森林経営計画作成促進」及び第5に定める「施業集約化の促進」の積算基礎森林として計上されている森林を除く（ただし、「森林経営計画作成促進」において、次の(イ)に該当する森林に対して交付を受けていた者と異なる者が交付を受ける場

合にあってはこの限りではない。)の面積の合計とする。

なお、不在村森林所有者に対する加算措置の適用を受ける場合は、2の(2)のアの(ウ)又は(エ)の対象行為を実施した不在村森林所有者の所有する森林が積算基礎森林の面積となる。

(ア) 地域活動の実施により森林経営計画を策定することについて書面により森林所有者等の合意が得られた森林

(イ) (ア)以外の森林であって、現況調査等を行い、その成果を市町村に提供する森林

ウ 交付単価

国の交付金による交付単価は、次の(ア)から(ウ)までの表中の積算基礎森林の区分ごとの①国の1ヘクタール当たりの交付単価とする。

地方公共団体が、国の交付金と連携して一体的に交付金の交付を行う場合の当該地方公共団体の交付金による交付単価は、表中の積算基礎森林の区分ごとの②地方公共団体が国の交付金と連携して一体的に交付金の交付を行う場合の当該地方公共団体の交付金による1ヘクタール当たりの交付単価を超えない額から国の交付金による交付単価を控除した額を交付することができるものとする。

なお、地方公共団体が、国の交付金と連携して一体的に交付金の交付を行う場合の当該交付金の交付単価は、表の②に定める額となることを想定して所要の地方財政措置が講じられている。

(ア) 森林経営計画作成促進の地域活動に係る交付単価

積算基礎森林	① 国の1ヘクタール当たりの交付単価	② 地方公共団体が国の交付金と連携して一体的に交付金の交付を行う場合の当該地方公共団体の交付金による1ヘクタール当たりの交付単価
区分		
経営委託	19,000円	38,000円
共同計画等	4,000円	8,000円

(イ) 不在村森林所有者加算（不在村森林所有者に対する合意形成活動を行った場合に(ア)に加算される額）の交付単価

積算基礎森林	① 国の1ヘクタール当たりの交付単価	② 地方公共団体が国の交付金と連携して一体的に交付金の交付を行う場合の当該地方公共団体の交付金による1ヘクタール当たりの交付単価
区分		
合意形成活動を行った不在村森林所有者の所有森林面積	7,000円	14,000円

(ウ) 森林の位置情報の確認（不在村森林所有者に対する合意形成活動の実施に伴い境界の測量を行った場合に(イ)に加算される額）の交付単価

積算基礎森林	① 国の1ヘクタール当たりの交付単価	② 地方公共団体が国の交付金と連携して一体的に交付金の交付を行う場合の当該地方公共団体の交付金による1ヘクタール当たりの交付単価
区分		
(イ)に伴い、GPSによる境界の測量を行った不在村森林所有者の所有森林面積	8,500円	17,000円

(8) 交付金の返還等

市町村長は、交付対象者が協定を全部又は一部廃止した場合、協定に違反した場合、森林経営計画が策定されなかった場合又は作成された森林経営計画に基づく施業が実施されなかった場合には、林野庁長官が別に定めるところにより交付金の返還等の措置を講ずることとする。

第5 「施業集約化の促進」に対する支援

1 対象森林

(1) 対象森林は、次のア及びイの森林とする。

ア 森林経営計画の対象とする森林

イ 特定間伐等促進計画の対象とする森林のうち、集約化実施計画の対象とする森林又は「民有林と協調した森林整備等を推進するための地方公共団体等との協定の締結要領」（平成15年4月22日付け14林国経第35号林野庁長官通達）に基づき締結された森林施業の一体化を図る団地（以下「森林共同施業団地」という。）の設定に係る協定の対象となっている民有林（以下「森林共同施業団地対象民有林」という。）

(2) ただし、次のアからウまでに掲げる森林は対象森林から除外する。

ア 森林経営計画の対象とする森林のうち、次の(ア)から(カ)に掲げる森林

(ア) 都道府県又は市町村が認定を受けた森林経営計画の対象とする森林（当該森林経営計画が都道府県又は市町村以外の者と共同して作成されたものである場合にあっては、都道府県又は市町村以外の者が立木竹の使用又は収益をする権原を有する森林を除く。）

(イ) 国立研究開発法人森林研究・整備機構が分収林特別措置法第2条第1項に規定する造林者又は造林費負担者として同項に規定する分収造林契約に基づき、造成に係る事業を行う森林

(ウ) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者以外の会社が認定を受けた森林経営計画の対象とする森林（当該森林経営計画が当該会社以外の者と共同して作成されたものである場合にあっては、当該会社以外の者が立木竹の使用又は収益をする権原を有する森林を除く。）及び当該会社が所有している森林であって当該会社以外の者が森林経営計画の認定を受けているもの

(エ) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人が認定を受けた森林経営計画の対象とする森林（当該森林経営計画が当該法人以外の者と共同して作成されたものである場合にあっては、当該法人以外の者が立木竹の使用又は収益をする権原を有する森林を除く。）及び当該法人が所有している森林であって当該法人以外の者が森林経営計画の認定を受けているもの

(オ) 22年改正前通知の第5に定める「森林情報の収集活動及び境界の明確化等」に対する支援が既に実施された森林

(カ) 他の事業により森林の現況調査が既に実施された森林

イ 特定間伐等促進計画の対象とする森林のうち、次の(ア)から(カ)までに掲げる森林

(ア) 都道府県、市町村が所有する森林のうち特定間伐等促進計画の対象とする森林（当該特定間伐等促進計画が都道府県又は市町村以外の者が立木竹の使用又は収益をする権原を有する森林を除く。）

(イ) 国立研究開発法人森林研究・整備機構が分収林特別措置法第2条第1項に規定する造林者又は造林費負担者として同項に規定する分収造林契約に基づき、造成に係る事業を行う森林

- (ウ) 中小企業法第2条第1項に規定する中小企業者以外の会社が所有している森林のうち特定間伐等促進計画の対象とする森林（当該会社以外の者が立木竹の使用又は収益をする権原を有する森林を除く。）
 - (エ) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人が所有している森林のうち特定間伐等促進計画の対象とする森林（当該特定間伐等促進計画が当該法人以外の者が立木竹の使用又は収益をする権原を有する森林を除く。）
 - (オ) 22年改正前通知の第5に定める「森林情報の収集活動及び境界の明確化等」に対する支援が既に実施された森林
 - (カ) 他の事業により森林の現況調査が既に実施された森林
- ウ 森林共同施業団地対象民有林のうち、次の(ア)から(カ)までに掲げる森林
- (ア) 都道府県又は市町村が所有する森林（当該森林共同施業団地が都道府県又は市町村以外の者と共同して作成されたものである場合にあっては、都道府県又は市町村以外の者が立木竹の使用又は収益をする権原を有する森林を除く。）
 - (イ) 国立研究開発法人森林研究・整備機構が分収林特別措置法第2条第1項に規定する造林者又は造林費負担者として同項に規定する分収造林契約に基づき、造成に係る事業が行われる森林
 - (ウ) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者以外の会社が所有している森林（当該森林共同施業団地が当該会社以外の者と共同して作成されたものである場合にあっては、当該会社以外の者が立木竹の使用又は収益をする権原を有する森林を除く。）
 - (エ) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人が所有している森林（当該森林共同施業団地が当該法人以外の者と共同して作成されたものである場合にあっては、当該法人以外の者が立木竹の使用又は収益をする権原を有する森林を除く。）
 - (オ) 22年改正前通知の第4に定める「森林情報の収集活動」又は第5に定める「森林情報の収集活動及び境界の明確化等」に対する支援が既に実施された森林
 - (カ) 他の事業により森林の現況調査が既に実施された森林

2 支援の実施

(1) 交付対象者

交付対象者は、地域活動の着実な推進を図るため市町村長と締結する協定（以下第5において「協定」という。）に基づき地域活動を行う者とする。

(2) 対象行為

ア 対象行為は、協定に基づき行われる次の(ア)及び(イ)の地域活動とする。

(ア) 森林調査

(イ) 合意形成活動

イ 1 の対象森林の森林所有者と 2 (1) の交付対象者が異なる場合であつて、対象森林内において対象行為を行う場合においては、対象行為を行う前に対象行為の実施等について書面等により森林所有者等の同意を得なければならない。

(3) 協定

ア 協定は、地域活動に関し市町村長と交付対象者との間で締結されるものであつて、次の(ア)から(キ)までの事項を明示して行うものとする。各事項に関し具体的に記載する内容については、別に林野庁長官が定める。

(ア) 目的

(イ) 対象森林に係る森林経営計画、特定間伐等促進計画、集約化実施計画、森林共同施業団地

(ウ) 協定の対象とする森林

(エ) 交付金の交付の要件等

(オ) 協定の期間

(カ) 協定の廃止又は変更の方法

(キ) その他協定の実施に必要な事項

イ 市町村長は、協定の内容が適正なものであり、かつ、地域における森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図る上で交付金の交付が必要と認める場合には、当該市町村内に所在する対象森林につき、地域活動を行おうとする者と協定を締結するものとする。

なお、複数の森林経営計画等の対象とする森林について、一の協定に含めることができる。

(4) 報告書の提出等

交付対象者は、協定に基づき実施した対象行為の実施結果を踏まえた報告書を当該対象行為の終了後に市町村長に提出するものとする。なお、交付対象者が当該対象行為が実施された森林の森林所有者と異なる場合には、当該森林所有者に対しても、求めに応じて当該報告書を提出するものとする。また、交付対象者は、間伐等の施業の実施後においては、速やかに間伐等の施業が完了したことを証明できる書類を市町村長へ提出することとする。

(5) 実施結果の確認

ア 市町村長は、対象行為の実施結果及び対象行為に要した経費等について確認する。

イ 確認事務、確認体制等については、第 8 の 1 の (2) のイに定めるものとする。

(6) 報告書の取扱い

市町村長は、交付対象者から提出された報告書を、都道府県知事に提供するものとする。

また、都道府県知事は、市町村長から提供された事項について、森林簿等への反映に資するものとする。

(7) 交付額

ア 交付対象者への交付額は、積算基礎森林の面積にウに定める交付単価を乗じて得た額とする。

イ 積算基礎森林の面積の算定方法

積算基礎森林の面積は、1の対象森林のうち、次の(ア)又は(イ)に該当する森林の面積の合計（26年改正前通知第4の規定に基づく「森林経営計画作成促進」のうち「経営委託」の区分の積算基礎森林として既に計上している森林、27年改正前通知第4の規定に基づく「森林経営計画作成促進」のうち「経営委託」の区分の積算基礎森林として既に計上している森林、28年改正前通知第4の規定に基づく「森林経営計画作成促進」のうち「経営委託」の区分の積算基礎森林として既に計上している森林、29年改正前通知第4の規定に基づく「森林経営計画作成促進」のうち「経営委託」の区分の積算基礎森林として既に計上している森林及び本実施要領第4の規定に基づく「森林経営計画作成促進」のうち「経営委託」の区分の積算基礎森林として既に計上している森林又は計上することが確実な森林並びに26年改正前通知、27年改正前通知、28年改正前通知、29年改正前通知及び本実施要領の第5の規定に基づき「施業集約化の促進」の積算基礎森林として既に計上されている森林を除く。）とする。

(ア) 地域活動を実施し間伐等を行うことについて書面により森林所有者等の合意が得られた森林

(イ) (ア)以外の森林であって、間伐等を行うことを前提に森林内に立ち入って現況調査等を行い、その成果を市町村に提供する森林

ウ 交付単価

国の交付金による交付単価は、積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり15,000円とする。

地方公共団体が、国の交付金と連携して一体的に交付金の交付を行う場合の当該地方公共団体の交付金による交付単価は、積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり30,000円を超えない額から、国の交付金による交付単価を控除した額を交付することができるものとする。

なお、地方公共団体が、国の交付金と連携して一体的に交付金の交付を行う場合の当該交付金の交付単価は、1ヘクタール当たり30,000円となることを想定して所要の地方財政措置が講じられている。

(8) 交付金の返還等

市町村長は、交付対象者が協定を全部又は一部廃止した場合、協定に違反した場合又は間伐等の施業が実施されなかった場合には、林野庁長官が別に定めるところにより交付金の返還等の措置を講ずることとする。

第6 「森林境界の明確化」に対する支援

1 対象森林

(1) 対象森林は森林法第5条第2項に規定する地域森林計画の対象とする森林とする。

(2) ただし、次のアからカまでに掲げる森林は対象森林から除外する。

なお、第4又は第5の地域活動と併せて当該地域活動を実施する場合の対象森林及び対象森林から除外する森林は、第4又は第5の対象森林に準ずることとする。

ア 国、都道府県又は市町村が所有する森林

イ 国立研究開発法人森林研究・整備機構が分収林特別措置法第2条第1項に規定する造林者又は造林費負担者として同項に規定する分収造林契約に基づき、造成に係る事業を行う森林

ウ 分収林特別措置法第9条第2項に規定する森林整備法人が、同法2条第1項に規定する造林者又は造林費負担者として同項に規定する分収造林契約に基づき、造成に係る事業を行う森林

エ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者以外の会社が所有している森林

オ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人が所有している森林

カ 既に境界が明瞭な森林

2 支援の実施

(1) 交付対象者

交付対象者は、地域活動（「森林境界の明確化」に限る。以下第6において同じ。）の着実な推進を図るため市町村長と締結する協定（以下第6において単に「協定」という。）に基づき地域活動を行う者とする。

(2) 対象行為

対象行為は、協定に基づき行われる地域活動とする。

ただし、2の(1)の交付対象者が対象森林の森林所有者と異なる場合であって、対象森林内において地域活動を行う場合においては、対象行為を行う前に対象行為の実施について書面等により森林所有者等の同意を得るものとする。

(3) 協定

ア 協定は、地域活動に関し市町村長と交付対象者との間で締結されるものであって、次の(ア)から(カ)までの事項を明示して行うものとする。各事項に関し具体的に記載する内容については、別に林野庁長官が定める。

なお、第4又は第5の対象森林において地域活動を実施する場合は、これを省略し、第4又は第5の協定に当該地域活動を実施する旨記載することができる。

(ア) 目的

(イ) 協定の対象とする森林

(ウ) 交付金の交付の要件等

(エ) 協定の期間

(オ) 協定の廃止又は変更の方法

(カ) その他協定の実施に必要な事項

イ 市町村長は、協定の内容が適正なものであり、かつ、地域における森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図る上で交付金の交付が必要と認める場合には、当該市町村内に所在する対象森林につき、地域活動を行おうとする者と協定を締結するものとする。

(4) 報告書の提出

交付対象者は、協定に基づき実施した対象行為の実施結果を踏まえた報告書（測量を実施した場合はその成果を含む（以下「報告書等」という。）を当該対象行為の終了後に市町村長に提出することとする。なお、交付対象者が当該対象行為が実施された森林の森林所有者と異なる場合にあっては、当該森林所有者に対しても、求めに応じて当該報告書を提出するものとする。

(5) 実施結果の確認

ア 市町村長は、対象行為の実施結果及び対象行為に要した経費について確認する。

イ 確認事務、確認体制等については、第8の1の(2)のイに定めるものとする。

(6) 報告書等の取扱い

ア 市町村長は、交付対象者から提出された報告書等に記載された事項について、林地台帳に反映するものとする。

イ 市町村長は、交付対象者から提出された報告書等について、都道府県知事に提供するものとする。

ウ 都道府県知事は、市町村長から提供された報告書等に記載された事項について、森林簿等へ反映するものとする。

(7) 交付額

ア 交付対象者への交付額は、積算基礎森林の面積にウに定める交付単価を乗じて得た額とする。

イ 積算基礎森林の面積の算定方法

積算基礎森林の面積は、1の対象森林のうち、対象行為が実施された森林の面積の合計とする。

ウ 交付単価

国の交付金による交付単価は、次の(ア)及び(イ)の表中の積算基礎森林の区分ごとの①国の1ヘクタール当たりの交付単価とする。

地方公共団体が、国の交付金と連携して一体的に交付金の交付を行う場合の当該地方公共団体の交付金による交付単価は、表中の積算基礎森林の区分ごとの②地方公共団体が国の交付金と連携して一体的に交付金の交付を行う場合の当該地方公共団体の交付金による1ヘクタール当たりの交付単価を超えない額から、国の交付金による交付単価を控除した額を交付することができるものとする。

なお、地方公共団体が、国の交付金と連携して一体的に交付金の交付を行う場合の当該交付金の交付の単価は、表の②に定める額となることを想定して所要の地方財政措置が講じられている。

(ア) 森林所有者・境界の明確化の地域活動に係る交付単価

積算基礎森林	① 国の1ヘクタール当たりの交付単価	② 地方公共団体が国の交付金と連携して一体的に交付金の交付を行う場合の当該地方公共団体の交付金による1ヘクタール当たりの交付単価
区分		
(1) 森林境界の確認を行った森林面積	8,000円	16,000円
(2) 森林境界の測量を行った森林面積	22,500円	45,000円

(イ) 不在村森林所有者加算（不在村森林所有者が現地立会を行った場合に(ア)に加算される額）の交付単価

積算基礎森林	① 国の1ヘクタール当たりの交付単価	② 地方公共団体が国の交付金と連携して一体的に交付金の交付を行う場合の当該地方公共団体の交付金による1ヘクタール当たりの交付単価
区分		
現地立会を行った不在村森林所有者の所有森林面積	6,500円	13,000円

(8) 交付金の返還等

市町村長は、交付対象者が協定を全部又は一部廃止した場合又は協定に違反した場合には、林野庁長官が別に定めるところにより交付金の返還等の措置を講ずることとする。

第7 「森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備」に対する支援

1 対象森林

対象森林は、次の(1)から(3)までのいずれかとする。

- (1) 第4に基づき市町村長と「森林経営計画作成促進」の協定を締結した森林（25年改正前通知、26年改正前通知、27年改正前通知、28年改正前通知又は29年改正前通知の第4に定める「森林経営計画作成促進」の協定を締結した森林を含む。）
- (2) 第5に基づき市町村長と「施業集約化の促進」の協定を締結した森林（25年改正前通知、26年改正前通知、27年改正前通知、28年改正前通知又は29年改正前通知の第5に定める「施業集約化の促進」の協定を締結した森林を含む。）
- (3) 第6に基づき市町村長と「森林境界の明確化」の協定を締結した森林（28年改正前通知又は29年改正前通知の第6に定める「森林境界の確認」の協定を締結した森林を含む。）

2 支援の実施

(1) 交付対象者

交付対象者は、第4の2の(3)の協定、第5の2の(3)並びに第6の2の(3)の協定に基づき、地域活動（「森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備」に限る。以下第7において同じ。）を行う者とする。

(2) 対象行為

対象行為は、協定に基づき、対象森林内に存する作業路網及び対象森林に到達するまでの作業路網の改良活動とする。

(3) 協定

交付対象者は、第4の2の(3)の協定、第5の2の(3)並びに第6の2の(3)の協定において、次のア及びイの事項を明示して行うこととする。各事項に関し具体的に記載する内容については、別に林野庁長官が定める。

ア 目的

イ 交付金の交付の要件等

(4) 報告書の提出等

交付対象者は、対象行為の実施状況について市町村長に報告するものとする。

(5) 実施状況の確認

ア 市町村長は、対象行為の実施状況及び対象行為に要した経費等について確認する。

イ 確認事務については、第8の1の(2)のイに定めるものとする。

(6) 交付額

ア 国の交付金による交付対象者への交付額は、2の(2)の対象行為に要した額とする。ただし、積算基礎森林の面積にウに定める交付単価を乗じて得た額を超えてはならないものとする。

イ 積算基礎森林の面積の算定方法

積算基礎森林の面積は、第4、第5又は第6の協定を締結した森林のうち、それぞれの交付金の積算基礎森林とした森林面積とする。

ウ 交付単価

国の交付金による交付単価は、積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり20,000円とする。

地方公共団体が、国の交付金と連携して一体的に交付金の交付を行う場合の当該地方公共団体の交付金による交付単価は、積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり40,000円を超えない額から、国の交付金による交付単価を控除した額を交付することができるものとする。

なお、地方公共団体が、国の交付金と連携して一体的に交付金の交付を行う場合の当該交付金の交付単価は、1ヘクタール当たり40,000円となることを想定して所要の地方財政措置が講じられている。

(7) 交付金の返還等

市町村長は、第4、第5並びに第6の協定に基づく地域活動が全く実施されなかった場合、交付対象者が協定を全部又は一部廃止した場合、対象森林の転用等に伴い協定の変更をした場合、協定に違反した場合又は協定の期間

終了後に森林経営計画等の認定の取消し等があった場合には、林野庁長官が別に定めるところにより第7の支援の対象となった交付金について返還等の措置を講ずることとする。

第8 推進事務

1 推進事務の内容は、以下のとおりとする。

(1) 都道府県推進事務

都道府県は、以下の事務を行う。

ア 市町村説明会の開催

毎年度、市町村担当者等を対象とした説明会を開催し、当該年度の交付金の交付等に必要な事項について、周知を図る。

イ 審査等

市町村長からの交付申請の審査とその取りまとめ作業を実施する。

ウ その他交付金の交付の実施に必要な事務

(2) 市町村推進事務

市町村は、以下の事務を行う。

ア 推進等

(ア) 地域説明会の開催

交付金の概要及び協定の締結に必要な事項について、対象森林の森林所有者等を対象に説明会を実施する。

(イ) 協定の作成指導

協定の締結が円滑に行われるよう、森林所有者等を対象に協定の締結に必要な事務等について指導する。

(ウ) その他交付金の交付の実施に必要な事務

イ 確認事務

交付金の交付に当たっては、毎年度、第4の2の(5)のア、第5の2の(5)のア並びに第6の2の(5)のアに基づき対象行為の実施結果について(ア)により確認し、第7の2の(5)のアに基づき対象行為の実施状況及び対象行為に要した経費について次の(ア)から(ウ)までにより確認する。

(ア) 書類審査

書類審査は、対象行為の実施結果、実施状況及び対象行為に要した経費を確認するための書類等に基づき、対象行為が確実に実施されていることを確認する。

(イ) 現地確認計画の策定等

現地確認計画の策定等については、以下のとおり行う。

i 現地確認計画の策定

市町村は、毎年度、対象行為の実施状況を確認するため、確認の

時期、確認体制、確認の方法等について具体的な計画を策定する。

ii 確認野帳の作成

市町村は、現地確認を円滑に実施するため、対象行為の現地確認に必要な事項を記載した確認野帳を作成する。

iii 標示票の作成及び標示票の配布

市町村は、現地確認を円滑に実施するため、標示票を作成し、事前に該当する交付対象者に配布する。

(ウ) 現地確認

現地確認は、以下のとおり行う。

i 交付対象者への通知書の送付

a 現地確認の実施に当たっては、市町村は、現地確認の日時、確認の方法等について、交付対象者にあらかじめ通知書により連絡する。

b 交付対象者は、現地確認日前に、標示票に必要な事項を記入の上、現地に標示票を掲示するものとする。

ii 現地確認の方法

a 現地確認は、協定ごとに、掲示された標示票に基づいて、所要の事項を確認するとともに、現地において対象行為の実施状況の確認を行うものとする。

b 現地確認に当たっては、交付対象者の立会を求めることができる。

c 現地確認者は、交付対象者が現地確認内容を認知できるように、掲示された標示票に、現地確認の結果を記入する。

ウ 交付事務

市町村は、交付対象者（交付金を代理により受領する者がいる場合にあっては、その者）への交付額等を記載した支払調書を作成する。

2 実施手続

(1) 都道府県推進事務

都道府県知事は推進事務を実施しようとするときは、森林整備地域活動支援交付金都道府県推進事務実施計画を作成し、林野庁長官（沖縄県にあっては、沖縄総合事務局長）に提出しなければならない。

(2) 市町村推進事務

市町村長は推進事務を実施しようとするときは、森林整備地域活動支援交付金市町村推進事務実施計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

第9 証拠書類の保管

- 1 市町村長は、都道府県知事に対し行った交付金の交付申請に関する証拠書類及び交付対象者に対する交付金の交付並びに、推進事務に要した経費の支出に関する証拠書類を交付金の交付及び経費の支出を完了した日から起算して5年間保管しなければならない。
- 2 交付金の交付を受けた者は、会計経理を適正に行うとともに、交付金の交付に関する経理書類を交付金の交付を受けた日から起算して5年間保管しなければならない。

第10 助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、市町村を通じ交付金を交付するのに必要な経費及び、都道府県並びに市町村が実施する推進事務に必要な経費（第4の2の(7)のウ、第5の2の(7)のウ、第6の2の(7)のウ又は第7の2の(6)のウの交付単価により算定された額、第8に要する経費に相当する額）につき、都道府県に対して支出するものとする。

第11 実績の報告

市町村長は、毎年度、4月末日までに前年度の交付金の交付実績及び推進事務の実績を都道府県知事に報告し、都道府県知事は当該報告を取りまとめの上、都道府県における推進事務の実績及び平成27年3月31日までに国から交付された交付金により設置された基金（以下「基金」という。）の執行状況と併せ5月末日までに林野庁長官（沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）に提出しなければならない。

第12 残額の返還

都道府県は、使用する見込みのない基金がある場合には、当該基金を国に返還するものとする。

第13 委任

交付金の交付に関し必要な事項は、この要領に定めるもののほか、林野庁長官が別に定めることとする。

附則

- 1 森林整備地域活動支援交付金実施要領の一部改正について（平成23年3月31日付け22林政経第262号農林水産事務次官依命通知）による改正前の本実施要領に基づき、平成19年度から平成22年度までの間に締結された協定（平成23年度以降に協定の変更を行ったものを除く。）については、なお従前の例によることとする（なお、平成23年度以降は交付金は交付されない。）。

- 2 24年改正前通知に基づき平成23年度に締結された協定（平成19年度から平成22年度までの間に締結された協定を変更したものを含む。）については、なお従前の例によることとする。
- 3 25改正前通知に基づき平成24年度までに締結された協定（平成23年度に締結された協定を変更したものを含む。）については、なお従前の例によることとする。

附則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 森林整備地域活動支援交付金実施要領の一部改正について（平成26年4月1日付け25林政経第285号農林水産事務次官依命通知）による改正前の森林整備地域活動支援交付金実施要領に基づき平成25年度までに締結された協定（平成24年度に締結され、かつ、平成25年度までに変更されたものを含む。）については、なお従前の例によることとする。
- 3 持続的森林経営確立総合対策実践事業実施要綱（平成25年5月16日付け25林整森64号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 4 この要領により廃止された持続的森林経営確立総合対策実践事業実施要綱に基づき交付された補助金に係る報告については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、平成27年4月9日から適用する。
- 2 森林整備地域活動支援交付金実施要領の一部改正について（平成27年4月9日付け26林整森第225号農林水産事務次官依命通知）による改正前の森林整備地域活動支援交付金実施要領に基づき平成26年度までに締結された協定（平成24年度に締結され、かつ、平成26年度までに変更されたものを含む。）については、なお従前の例によることとする。

附則

- 1 この通知は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この通知による改正前の森林整備地域活動支援交付金実施要領（平成14年3月29日付け13林政企第118号農林水産事務次官依命通知）に基づき平成27年度までに締結された協定については、なお従前の例によることとする。

附則

- 1 この通知は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この通知による改正前の森林整備地域活動支援交付金実施要領（平成14年3月29日付け13林政企第118号農林水産事務次官依命通知）に基づき平成28年度

までに締結された協定については、なお従前の例によることとする。